

1. よりよい生活のために

…困った時の相談窓口…

(1) ケースワーカーによる相談

利用できる福祉サービスの紹介、他のサービス機関との連携等、問題解決のお手伝いをします。また、必要があれば、ご家庭を訪問します。

※高齢者支援課は、介護保険の相談・認定申請の窓口でもあります。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、常に住民の立場で相談に応じる「身近な相談相手」であるとともに、必要に応じて専門機関や福祉サービス等の情報を提供したり、そのような機関等につなぐ「支援へのつなぎ役」になったりして、地域住民自らが課題を解決するための支援を行います。また、それぞれの委員が一定の地域を担当し、無償で地域福祉活動を行っています。

《問い合わせ先》

社会福祉課

Tel 421-6121 Fax 424-2011

(3) 心配ごと相談・弁護士相談

ひとりで悩んでいませんか？悩みごとや困りごとの相談にも応じています。

費用は無料ですので、お気軽にご利用下さい。

《問い合わせ先》

四街道市社会福祉協議会

Tel 422-2945 Fax 422-2807

相談内容・場所	総合福祉センター	南部総合福祉センター(わろうべの里)
心配ごと相談	毎月第2・第4水曜日 午後1時～4時 ※受付は午後3時まで	
弁護士相談 (予約制) 事業に関する相談 は除く	毎月第1・第3水曜日 午後1時～4時 (要電話予約)	毎月第2・第4水曜日 午後1時～4時 (要電話予約)

※ 弁護士相談予約方法

相談日の翌日朝9時から、次回分の予約を電話で受付
(同一内容の相談は3回まで)

(4) 地域包括支援センター

高齢者の皆さんが、住みなれた地域で自分らしい生活を続けていただけるよう「地域包括支援センター」を設置しています。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員が連携し、高齢者やその家族への支援を行っています。

【総合相談支援事業】

◇地域包括支援センターでは、専門の職員が介護に関する相談、健康・福祉・医療に関すること、認知症に関することなど、高齢者のみなさんやご家族などからのご相談に対応します。



【総合事業・予防給付に関するケアマネジメント業務】

◇高齢者のみなさんができる限り地域で自立した生活を送れるようにするため、介護予防のお手伝いをします。

◇基本チェックリストで事業対象者と認定された方、介護保険で要支援1・要支援2に認定された高齢者の皆さんの総合事業や介護保険サービス利用等のお手伝いをします。

【権利擁護事業】

◇お金の管理や契約に関することに不安がある、頼れる家族がない場合などには、成年後見制度が利用できます。この制度を必要とする方への支援をします。

◇高齢者への虐待の早期発見・対応に努め、必要に応じて、他の機関と連携して、高齢者のみなさんを守ります。

◇悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する相談に対応します。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

◇より暮らしやすい地域づくりのために、地域のケアマネジャーや医療機関を含めさまざまな関係機関とのネットワーク作りを進めています。

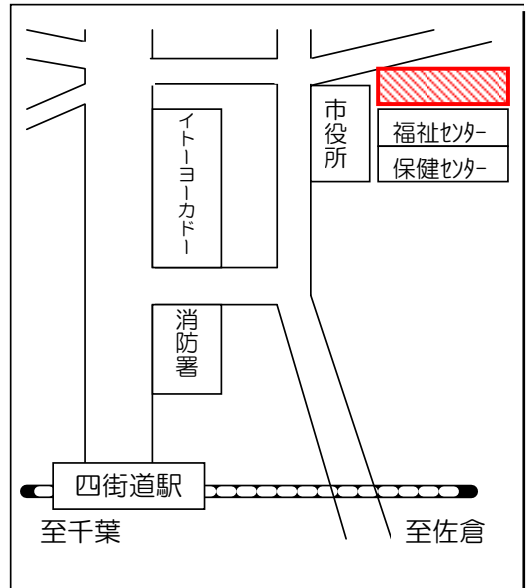
市内には2つの地域包括支援センターがあります。お住まいの地区によって担当が異なります。

四街道市地域包括支援センター

担当地区 亀崎、物井、長岡、内黒田、千代田、池花、もねの里、栗山、つくし座、さちが丘、鹿渡（鹿渡1区、すみれ台）、中央、大日、萱橋、下志津新田、さつきヶ丘、鹿放ヶ丘、四街道、四街道1丁目、四街道3丁目

開所時間 月曜日～土曜日 8:30～17:15
 年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く

連絡先 四街道市鹿渡無番地
 総合福祉センター分館
 電話 043-420-6070 FAX043-424-6707

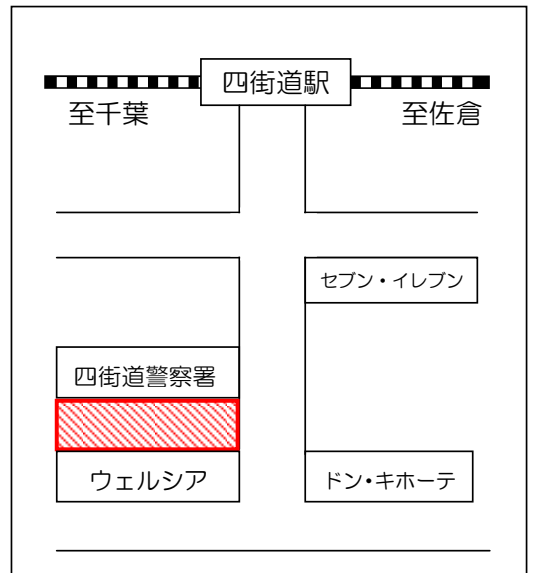


四街道市みなみ地域包括支援センター

担当地区 四街道2丁目、鹿渡（鹿渡、鹿渡2区、第2旭ヶ丘、向南台）、みのり町、和良比、美しが丘、めいわ、小名木、吉岡、旭ヶ丘、鷹の台、みそら、山梨、成山、中台、中野、南波佐間、上野、和田

開所時間 月曜日～土曜日
 9:00～17:15
 毎月第4月曜日、年末年始
 (12月29日～1月3日)、祝日を除く

連絡先 四街道市和良比635番地4
 南部総合福祉センターわろうべの里2階
 電話 043-497-5165 FAX043-497-5166



(5) 認知症相談

◇四街道市の相談先

四街道市地域包括支援センター	TEL 043-420-6070
四街道市みなみ地域包括支援センター	TEL 043-497-5165
四街道市役所 高齢者支援課	TEL 043-421-6128

◇認知症に関する電話相談

ちば認知症相談コールセンター	TEL 043-238-7731
月・火・木・土曜日 午前10時～午後4時 ※祝祭日、年末年始を除く	
認知症の人と家族の会	TEL 0120-294-456
月曜日～金曜日 午前10時～午後3時 ※祝祭日、夏季・年末年始を除く	
若年性認知症コールセンター	TEL 0800-100-2707
月曜日～土曜日 午前10時～午後3時 ※祝祭日、年末年始を除く	
千葉県若年性認知症専用相談窓口	TEL 043-226-2601
月・水・金曜日 午前9時～午後3時 ※祝祭日、年末年始を除く	

◇街かど相談所 ※予約制 (受付時間 年末年始・祝日を除く月～金曜日 9時～16時)

チェリーコートグループホーム	大日 549 番地 1	TEL 043-422-0621
四街道ケアセンターそよ風	物井 1596 番地 4	TEL 043-304-7411
グループホームよしおか	吉岡 1803 番地 5	TEL 043-310-5501
グループホームもののいの家	物井 1806 番地 12	TEL 043-421-2030
はなまるホーム四街道	鹿渡 593 番地	TEL 043-433-6670

◇認知症疾患医療センター (千葉県ホームページより R3年5月時点)

認知症についての専門医療相談、鑑別診断等を行う医療機関。

※受診前に「かかりつけ医」に相談してください。

日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715	TEL 0476-99-1111
八千代病院	八千代市下高野 549	TEL 047-488-2071
千葉病院	船橋市飯山満町 2-508	TEL 047-496-2255
旭神経内科リハビリテーション病院	松戸市栗ヶ沢 789-1	TEL 047-330-6515
北柏リハビリ総合病院	柏市柏下 265	TEL 04-7110-6611
袖ヶ浦さつき台病院	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21	TEL 0438-63-1119
浅井病院	東金市家徳 38-1	TEL 0475-58-1411
東条メンタルホスピタル	鴨川市広場 1338	TEL 04-7093-6046
総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326	TEL 0479-63-8111
千葉ろうさい病院	市原市辰巳台東 2-16	TEL 0436-78-0765
千葉大学医学部附属病院 (千葉市指定)	千葉市中央区亥鼻 1-8-1	TEL 043-226-2736

◇認知症カフェ

認知症の方や家族、認知症に関心のある地域の方が団らんや情報交換する場です。

名称	住所	とき	費用	申し込み 問い合わせ
オレンジカフェ なごみ	和良比 276-112 デイサービス 和良比なごみの家	5, 7, 9, 11, 1, 3 月 第 3 日曜 10 時～14 時	150 円程度	デイサービス 和良比 なごみの家 043-312-3192
オレンジカフェ ちよだ	千代田 5-4 千代田中学校 地区地域福祉館	第 4 日曜 10 時～12 時	200 円程度	地域包括 支援センター 043-420-6070
オレンジカフェ さくらそう	鹿渡 933-136 日替わりシェフの店 さくらそう	第 2 火曜 10 時～12 時	500 円程度 ※現在は無料	
オレンジカフェ わろうべ	和良比 635-4 わろうべの里	5/30, 7/30, 9/30, 11/29, 1/30, 3/30 10 時～12 時	200 円程度	みなみ地域包括 支援センター 043-497-5165
オレンジカフェ クローバー	つくし座 1-3-4 クローバーケア つくし座 デイサービス	4, 6, 8, 10, 12, 2 月 第 2 日曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円程度	クローバーケア つくし座 デイサービス 043-309-6951

※実施状況や費用などについては変わる可能性がありますので、事前にご確認の上ご参加ください。

(6) 介護予防について

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【各種健康講座】

介護予防についての講話や実技の講座を市政だより等で随時お知らせしています。

【週いち貯筋体操】

65歳以上の方が、週一回、身近な場所で身近な仲間と行う筋力強化体操です。各自の体力に合わせて手足につける重りを調節しながら自分たちで行います。

～体操実施の条件～

- ・週一回体操のできる場所がある
- ・週一回5人程度集まれる仲間がいる
- ・次の物品が準備できる(椅子、血圧計、CDデッキ)

自治会・シニアクラブ等の団体で実施しています。

体験の申込み: 社会教育課の生涯学習まちづくり出前講座のメニューに、「週いち貯筋体操の紹介」がありますので、ご利用ください。

(7) 成年後見制度

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、本人の生活や権利を守るため、契約を本人に代わって行ったり(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合はその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を、家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

成年後見制度の申立受付・相談

千葉家庭裁判所(相談のみ) 043(333)5321
千葉家庭裁判所 佐倉支部 043(484)1243

成年後見制度の相談、手続代行、成年後見人等の紹介

千葉県弁護士会 千葉法律相談センター 043(227)8954
千葉司法書士会 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
043(301)7831
社団法人 千葉県社会福祉士会「ぱあとなあ千葉」～権利擁護センター～
043(238)2866

任意後見契約について

千葉公証役場 043(222)2876

成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03(5213)1360

(8) 成年後見人等への報酬費助成

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な高齢者の方に助成を行います。

【対象者と要件】

本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方で、次の①又は②のいずれかに該当する方

①生活保護を受給している方

②次のいずれにも該当する方

ア 報酬付与の審判を請求した年度(4月から6月までの間に請求をした場合にあつては、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する方

イ 報酬付与の審判を請求した年の前年の年間収入額が150万円以下である方

ウ 報酬付与の審判の請求に係る財産目録に記載された現金、預貯金及び有価証券等換金可能な資産の合計額が100万円以下である方

- *本市に居住していない場合においても、介護保険法に規定する住所地特例対象施設に入所されている方も対象となる場合があります。
- *成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹であるときは助成の対象外となります。

【対象費用】

上限額については、以下のとおりとなります。

在宅生活中の方：月額28,000円以内

施設入所中の方：月額18,000円以内

【申請期限】

報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して3ヶ月以内に申請して下さい。

(9) 介護のつどい

○介護のつどい「虹の会」

虹の会は、「介護者」「介護経験者」が介護について学び、同じ悩みを話し合うことでホッと安心できることを目的に当事者ご自身が開催している集いの場です。

《申込み・問い合わせ先》
四街道市地域包括支援センター
Tel 420-6070
月～土 8:30～17:15
(日曜祝日、年末年始はお休み)

- ・前半10時～11時は介護に役立つワンポイント講話を開催しており、会員以外の方も参加可能です。(参加費無料、出入り自由)
 - ・後半11時～12時はサロンを開催。ざっくばらんに悩みを相談し合ったり、介護の工夫を紹介し合ったり情報を交換する場です。
- ※前半、後半どちらかのみ参加も可能です。

◆日時 毎月原則第4火曜日(8月はお休み) 10時～12時

◆場所 総合福祉センター3階 会議室1 (催しによって変更の場合あり。)

○男の介護を語ろう会

今は男性も介護を担い、ご自身の生活を大切にしながら介護を続ける時代です。介護する上での悩みや困りごとなど、男同士で語り合いませんか?話をするのが苦手な方も、お気軽にご参加ください。

◆日時 毎月第1土曜日(8月はお休み) 10時～12時

◆場所 総合福祉センター1階 会議室

※それぞれ見学可能です!お気軽にご連絡ください。